

日本の士業事務所・資産家を元気づける情報マガジン

元気だね通信

発行・編集／レガシーマネジメントグループ



読者アンケート実施中

8月号
感想・要望はこちらから

Vol. **269**
Aug. 2026

巻頭特集

非上場株式評価の 抜本的な見直し開始! 改正の見通しと税理士が考えておくべき対応

【インタビュー】税理士法人レガシィ 税理士 井銅 伸野

New Release

- 7 収益の益金算入基準
事案から学び実務に生かす
- 8 豪華社宅・高級車の指摘
申告時の理論構成で税務調査は問題なし
- 9 8月の新商品ラインナップ
- 10 税務なんでも教室
入門 個人の国際税務④
- 12 税理士が知っておいてほしい法務道場
労務の落とし穴①
- 13 相続と文学 第15回
- 14 The Professional Interview
- 15 税務調査研究会 今月の1問
- 16 ニュース&カレンダー



※この画像は生成AIで作成しました。



非上場株式評価の抜本的な見直し開始!

改正の見通しと税理士が考えておくべき対応

2026年4月、国税庁は「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を設置し、昭和39年の通達制定以来となる最大級の評価方法の見直しに着手しました。この改正議論は、多くの中小企業オーナーにとって相続税・贈与税の負担増に直結する極めて重大な局面を意味しています。

現在、どのような議論が行われ、実務現場にどのような影響が出るのか。事業承継・資産税の第一線で活躍する税理士法人レガシィの井銅税理士が、最新の情勢と実務家が取るべき備えについて、インタビュー形式で解説いたしました。

※本インタビューは2026年5月末日に行われました。

【有識者会議資料から分かる見直しの論点】

有識者会議の資料では、現行の「類似業種比準価額」が、企業の解散価値である「純資産価額」の27.2%（約4分の1）に留まっているという実態を指摘しています。行政としてはこの「乖離」が、会社規模を恣意的に操作して評価額を圧縮するような「租税回避のスキーム」の温床になっているのではないかと問題視しています。また、会社法の裁判実務ではすでにDCF法などのインカム・アプローチが主流となっている点も指摘されました。

出席者からは純資産価額を評価の下限（フロア）とする考え方も提示され、より収益力を反映した、つまり「時価」を意識した評価手法への移行が議論の俎上に載せられています。



税理士法人レガシィ 税理士
井銅 伸野

1999年に大学卒業後、都内会計事務所勤務、事業会社オーナー向け税務を中心に従事。2017年に税理士法人レガシィ入社。2019年より2年半提携金融機関に出向。2020年、2021年、二年連続で頭取表彰受賞。事業承継（法人活用・組織再編・事業承継税制）を得意とし、スキーム構築、関連税制の知識、お客さまへの提案力など、多くの経験から実績を積んでいる。

評価額増は避けられない!? 改正に向けて行うべき備えとは?

今回の見直しの議論について、率直な第一印象をお聞かせください。

井銅：一言で言えば、今回の改正は今までの延長線上にはない、非常に大きな転換点になると感じています。昭和39年の通達制定から平成29年に至るまで、非上場株式の評価は算式の微調整こそあれ、基本的な枠組みは維持されてきました。しかし、今回の有識者会議

の資料や議論の流れを見ると、最初から「現状の評価額は圧縮されすぎている。だから上げるべき」という結論が先にあるかのような、国側の強い「本気度」を感じます。

特に第1回の会議からいきなり、現場の税理士が株価対策として長年活用してきた「類似業種比準価額」と「純資産価額」の極端な差が問題視されました。行政は、単なるルール変更ではなく、評価のあり方その

ものを根本から問い直そうとしているようです。

なぜ、このような見直しが行われることになったのでしょうか。

井銅：「類似業種比準価額」については、そもそも、税務の目的である「公平性・簡便性」を担保するために国が作り上げたものですので、今になって「低すぎるから不公平だ」というのは納得できない部分もあります。税理士はルールの中で、適正な評価額になるように知恵を絞っていたに過ぎません。

ただ、国の見解として「時価（実勢価格）より低い評価で多額の資産が移転されている現状を放置できない」ということなので、実務家も新しくなった国の見解に対応していく必要があると考えます。

今後の見直しの方向性として、具体的にどのような点が変わっていくと予測されますか。特に現行方式の矛盾点や、新たな仕組みについて教えてください。

井銅：国側は「時価」に近づけたいと考えていますが、非上場株式の「時価」をどう定義するかは極めて難しい問題です。議論の中で主張された「純資産価額を評価の下限とする案」については、非常に大きな影響が出ると懸念しています。これが採用されれば、どれだけ収益力が低くても、持っている資産価値の何割かは必ず税金がかかることになります。

また、M&Aの現場で使われる「DCF法」の導入検討もされていますが、これは中小企業の実務には馴染まないというのが私の持論です。中小企業はキャッシュフロー計算書を作っていないことも多いですし、将来の収益予測を客観的に立てることは恣意性を生むだけで、税務の簡便性を著しく損ないます。

私の見解としては、最終的には「純資産価額をベースにしつつ、何らかの斟酌率（割引率）をかける」といった、よりシンプルで操作性の低い形に落ち着くのではないかと見ています。いずれにせよ、類似業種方式のウェイトは、大きく下げられることになるでしょう。

改正のスケジュール感と、事業承継税制との関わりについて教えてください。

井銅：スケジュールについて公式な発表はありません。

ただ、有識者会議の開催頻度から推測すると、令和9年度（2027年度）の税制改正大綱に盛り込まれ、令和10年（2028年）から実施というのが一つの有力な見方です。

この「令和10年」という時期は、実務的に極めて重要です。なぜなら、事業承継税制（特例措置）の特例承継計画の提出期限などと重なるからです。国側としては、株価の評価額を引き上げる一方で、事業承継税制をより使いやすく拡張したり、納税猶予制度を広めたりすることでバランスを取ろうとする動きを見えています。いわば「評価は適正（高め）にするが、承





継する人は税制で守る」という「アメとムチ」の政策パッケージになるのではないかと予想が立てられます。

この大きな変化を前に、税理士は今、どのようなアクションを起こすべきでしょうか。具体的な対策についても言及してください。

井銅：私のアドバイスは一貫しています。「動けるなら、今この夏からすぐに動くべき」です。今はまさに、大改正前の猶予期間だと言えます。今後、評価額が下がる要素は一つありません。上がることは確実なので、現行制度下で低い数字が出せているうちに、株式移動や贈与を済ませてしまうのが最善の手です。

具体的な選択肢として、やはり事業承継税制の活用です。適用期限直前ではあるので対応を急ぐ必要があります。事業承継税制に抵抗がある方には、「相続時精算課税制度」の活用も検討に値します。納税資金の目処が立つのであれば、今の低い株価で将来の評価額をロックしてしまうことは非常に有効な戦略になります。

一方で、注意すべきは「節税目的だけの組織再編」です。とりえず持ち株会社（ホールディングス）を作る、といった従来の株価対策は、今後は「租税回避」として厳しく精査される対象になります。組織再編を行うのであれば、経営上の合理的な目的を明確に持たせる必要があります。

この夏こそが、現在の株価を再計算し、改正後のリスクをシミュレーションするための「デッドライン」

だと捉えて、準備を整えるべきです。

最後に、この記事を読んでいる全国の専門家へメッセージをお願いします。

井銅：今回の見直しは、「評価額を意図的に圧縮して節税する」という、昭和から続いた一つの時代が終わりを迎えようとしていることを意味しています。今までの常識は通用しなくなります。

評価額が上がることは、見方を変えれば、皆さんが心血を注いで育ててきた会社の価値が正当に評価されることでもあります。しかし、その上昇が納税負担となって事業を苦しめては本末転倒です。

我々税理士が今なすべきことは、単に新しいルールを待つことではありません。お客様が最適なタイミングで判断を下せるよう、「今動くべき理由」と「将来の機会損失リスク」を正確に提示する態勢を整えておくことです。

結論を出すのはお客様自身ですが、そのための正確な情報と選択肢を提供できる準備がなければ、プロとしての責務は果たせません。「結論はあなた次第です」と丸投げするのではなく、お客様が最善のタイミングを逃さないための備えを、今こそ固めるべきだと確信しています。

非上場株式の評価見直しを見据えた事業承継・相続対策についてお悩みの方は、是非、税理士法人レガシィまでご相談ください！

レガシィとの協働事例のご紹介

複雑な二次相続対策を支えた “スキーム構築力”とは

複雑な相続案件は、通常業務との兼ね合いによって、自事務所のみでの対応に苦慮されるケースも少なくありません。資産税の専門機関との連携は、業務負担を軽減しつつ確実な解決に導く有効な手段。小野瀬先生が外部との協働により難局を乗り越えた、実際のご相談事例を紹介いたします。

込み入った財産整理・権利関係の案件も 協働という選択肢でスピード解決へ

当事務所は地域密着型として長年相続案件に対応してきましたが、ある時、担当者の離脱による一時的なリソース低下と重なるように、極めて複雑な大型の二次相続案件が発生しました。複数法人や不動産、さらには親族間の感情が絡み合うこの難局を前に、私は自分だけで時間をかけて抱え込むのではなく、資産税のプロであるレガシィとの連携を選ぶ決断をしました。弊所が顧問先の一番の理解者として中間に立ちながら、レガシィの高度な専門性を組み合わせる「協働」の形です。

実際に連携して圧倒されたのは、レガシィのスキーム構築力。断片的な情報からでも即座に全体像を把握し、単なる節税提案にとどまらない、関係者全員が納得できる「全体最適」の解決策を提示してくれたのです。さらに、グループ内の不動産部門とも密に連携し、財産整理から売却まで包括的に実行を支援してくれました。

協働によって、将来の紛争リスクを未然に防ぎ、お客様にとって最善の形で大切な資産を守ることができたように思います。同時に弊所にとっても、資産税の高度な提案力を現場で学ぶ貴重な機会となりました。結果として、大切な顧問先の利益を最大化するための最良の選択だったと感じています。

「単なる節税の提案にとどまらない、お客様に本当に必要な解決策を提案できました」

小野瀬・木下税理士法人 公認会計士・税理士

小野瀬 貴久 先生

1987年茨城県生まれ。慶應義塾大学卒業後、大手監査法人を経て2017年に小野瀬・木下税理士法人代表社員に就任。企業の税務会計に加えて、医療経営コンサル、事業承継や相続相談などの分野で満足度の高いサービスを提供している。

協働の 結果

- ・ 複雑な権利関係・家族関係を把握したうえで、関係者全員が納得できるスキームを構築
- ・ 不動産売却・財産整理まで含めた包括的な実行支援
- ・ 協働を通じて資産税分野の考え方や提案力を学ぶ機会に

顧問はそのままに。 相続案件は“まるっと”お任せください！

財産規模5億円以上の相続案件にて、レガシィの相続税申告支援サービスをお申しいただきましたら、お客様向けの「相続税試算報告書」をオーダーメイドで無料にて作成いたします。先生の事務所名×レガシィの連名での提案書作成も可能。案件の進め方や役割分担などは、お客様との関与度合いに応じてご相談ください。

資産5億円超

非上場株式

税務調査対策

不動産評価

お客様向け「相続税試算報告書」を
無料で作成いたします



お問い合わせはこちら！

「元気だね通信を見て」とお伝えいただくとスムーズです



レガシィマネジメントグループ
税理士法人レガシィ
株式会社レガシィ
行政書士法人レガシィ

0120-00-8377

<https://legacy.ne.jp/legacy-cloud/contact/>





税理士向け

商品名

収益の益金算入基準 事案から学び実務に生かす

CD・ダウンロード・ストリーミング音声・ストリーミング動画：各11,000円／DVD：16,500円
※動画：DVD・ストリーミング、音声：CD・ダウンロード・ストリーミングから選択

この益金をどう考える？ 顧問先にあてはめ考える

税務調査で指摘されやすい「期ズレ」の問題。本講演では、資産税実務に約30年携わり、受験予備校での講師経験も豊富な加藤邦治税理士が、令和6年の最新裁決例を題材に、収益の益金算入基準を分かりやすく解説します。

本講座で取り上げるのは、部品製造における「金型等の製作費用の一括払い」に関する事案です。一括受領した前受金の益金算入時期をめぐり、課税庁と納税者で真っ向から対立した事例を通じ、法人税法や収益認識基準、さらには法人税基本通達の解釈を深掘りします。

ポイントの一つは「契約書の合理的な解釈」です。税務調査において、調査官の主張に論理の飛躍がないかを見抜き、納税者の立場で契約書を正しく読み解くスキルは極めて重要です。

本講義は単なる裁決例の解説にとどまらず、税務調査を見据えた契約書の整え方や、課税庁と対等に渡り合うための実践的な論理構築など、明日からの実務に直結するノウハウが詰まっています。

課税庁の主張を鵜呑みにせず、自信を持って税務判断を行いたい税理士・実務家の皆さま必見の内容です。

玉川フィナンシャルワークス株式会社
代表取締役 税理士・行政書士

加藤 邦治

Kuniharu kato



講師
Profile

資産税の実務に約30年携わり、平成18年に独立開業。不動産・企業買収ファンド業務、組織再編税制を用いた事業承継対策、非上場株式の評価などに多数の実績を持つ。16年間の受験指導経験も有している。

豪華社宅・高級車の指摘 申告時の理論構成で 税務調査は問題なし

CD・ダウンロード・ストーリーミング音声・ストーリーミング動画：各11,000円／DVD：16,500円
※動画：DVD・ストーリーミング、音声：CD・ダウンロード・ストーリーミングから選択

申告時の判断が重要！
正しい税法知識があれば
税務調査で困らない

税務調査において、豪華社宅や高級車両の経費を「個人的な費用ではないか」と外観から指摘され、現場で反論できず苦慮するケースは少なくありません。

本講演では、元税務職員の都築巖税理士が、小手先のテクニックに頼るのではなく、法律の条文や趣旨に基づく「法的理論構成」で税務調査に対応する本質的な考え方を解説します。

例えば役員社宅について、国税庁のタックスアンサーを根拠に「必ず家賃を取らなければならない」と誤解していませんか。民法上の無償貸借（使用貸借）を前提とし、会社都合などの個別事情を汲み取って適正な「経済的利益」を導き出すことこそが税理士の本来の役割です。

また高級車も、外観ではなく中身の実態から説明することが重要です。本当に業務に使用している事実を、日々の「社用車使用実績（運行管理簿）」等でしっかりと主張・立証できれば問題ありません。

申告時点で正しい法律関係を構築し、日々の実務から証拠を揃えることで調査は怖くなくなります。本物の実務力を習得し、顧問先を守りましょう。

税理士都築巖事務所
代表 税理士・行政書士

都築 巖

Iwao Tsuzuki



講師
Profile

昭和54年立命館大学法学部卒業後、大阪国税局及び管内各税務署に勤務。間接税、法人税、消費税等の調査及び審理事務に従事。平成13年大阪国税不服審判所勤務を最後に退職。同年、税理士登録。京都府宇治市において税理士事務所開設。

8月の新商品ラインナップ

商品名

収益の益金算入基準 事案から学び実務に生かす



指摘を防ぐ! 益金算入の判断基準



加藤 邦治

玉川フィナンシャルワークス
株式会社 代表取締役
税理士・行政書士

商品名

豪華社宅・高級車の指摘 申告時の理論構成で税務調査は問題なし



税法を正しく理解し実行すれば、調査も怖くない!



都築 巖

税理士都築巖事務所
代表 税理士・行政書士

商品名

印紙税の正しい課否判定 課税文書・契約書の判断ミスを防ぐ



税理士必見! 印紙税の判断ミスを防ぐ秘訣



都築 巖

税理士都築巖事務所
代表 税理士・行政書士

商品名

天野隆が大切にしてきた 相続実務の勘所



税務調査・財産評価・生前贈与の勘所を披露!



天野 隆

税理士法人レガシー
代表社員 税理士・
公認会計士

商品名

一般社団法人の課税関係と 相続・事業承継での利用価値 全2巻



一般社団法人の特性を活かした利用と対策



白井 一馬

白井税理士事務所
税理士

商品名

シリーズ 令和6年改正家族法 第3回 監護・親権行使



実務家の頭を最も悩ませる3つの制度の選択



飯塚 予始子

弁護士法人丸の内ソレイユ
法律事務所 弁護士

商品名

成年後見制度・デジタル遺言 令和8年改正家族法の見方・使い方



改正法施行まで成年後見制度とどう付き合うか



武内 優宏

法律事務所アルシエン
弁護士

税務なんで教室

個人の国際税務では、給与所得に係る税務の取り扱いが、一番論点の多いところだと思います。
外資系の会社に勤めている会社員は、海外の親会社から株式報酬を受け取ることがあります。
特に、日本で働く外国人の税金の取り扱いについて悩むところだと思います。

1 給与所得の課税方法

給与所得の課税関係は、対象者が永住者、非永住者、非居住者のどの区分に該当し、給与が国内（内国法人）からのものか国外（外国法人）からのものかにより異なります。

（1）永住者の場合

内国法人からの給与は、扶養控除等申告書を提出している場合は甲欄で源泉徴収し、年収が2,000万円以下ならば年末調整し、2,000万円を超えていれば確定申告します。扶養控除等申告書の提出がない場合は、乙欄で源泉徴収します。

外国法人からの給与は、日本の源泉徴収がされないで、他の所得と合算した確定申告が必要になります。

（2）非永住者の場合

内国法人からの給与は、扶養控除等申告書を提出している場合は甲欄で源泉徴収し、年収が2,000万円以下ならば年末調整し、2,000万円を超えていれば確定申告します。扶養控除等申告書の提出がない場合は、乙欄で源泉徴収します。

外国法人からの給与は、国内において支払われたもの及び国外から送金されたものは、他の所得と合算した確定申告が必要です（総合課税）。外国で課された所得税は、日本で確定申告するときに、日本で課税された部分については、外国税額控除を受けることができます。

（3）非居住者の場合

内国法人からの給与は、国内源泉所得について20.42%の源泉分離課税となり、確定申告はできません。国内源泉所得の計算は、次の算式で期間按分計算により行います（所基通161-41）。

$$\frac{\text{給与の総額} \times \text{国内において行った勤務の期間}}{\text{給与の計算の基礎となった期間}}$$

ただし、内国法人の役員として国外において行う勤務により受け取る給与は、国内源泉所得とみなされ課税されます（所法161①十二イかつこ書、所令285①一）。

外国法人からの給与は、国内源泉所得について課税されます。外国法人が日本に支店などPEを有する場合は、日本のPEが源泉徴収する必要があります（所法212②）。PEを有しない場合は、本人が準確定申告を行う必要があります（所法172①）。ただし、短期滞在者免税に該当する場合は免税となります。

2 外国親会社から受け取る株式報酬

外国親会社から受け取る株式報酬で代表的なものとして、ストック・オプション（SO）、リストリクテッド・ストック・ユニット（RSU）、があります。この中で最もよく目にするRSUについて説明します。

RSUは、株式会社が一定の期間経過後に一括で、あるいは何年間に分けて、自社株と等価のユニット（交換単位権）を無償で交付する制度です。

毎年、期間制限が解除された時に解除された株数×1株あたりの時価が給与所得として課税され、株式譲渡時に株式譲渡所得として課税されます。

3 短期滞在者免税

租税条約に短期滞在者免税というものがあり、非居住者で滞在日数が183日以下など要件を満たすと、役務提供地国での課税が免除されます。各租税条約で規定ぶりが

異なるので、必ず各国の租税条約の確認が必要ですが、OECDモデル条約では、次の3つの要件を掲げています。

(1) 当該課税年度に開始又は終了するいずれの12カ月間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国（例えば日本）に滞在する期間が、合計183日を超えないこと。

(2) 報酬が当該他方の締約国（例えば日本）の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(3) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内（例えば日本）に有する恒久的施設（例えば支店）によって負担されるものでないこと。

なお、183日のカウントの仕方は租税条約により、①課税年度中合計183日以内、②暦年中合計183日以内、③継続する12カ月を通じて合計183日の3つのパターンがあります。また、183日のカウントは、到着日及び出発日の両方を含めます。

4 中国人の学生アルバイトのバイト代

租税条約のうちでも日中租税条約は特別な規定になっています。要約すると、21条で「専ら教育を受けるためにその生計、教育のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する」と規定されています。

したがって、中国から来た留学生の日本での生活費や学費に充てる程度のアルバイト代であれば、免税とされます。あくまで、生計、教育または訓練のために受け取る給付または所得なので、その範囲を超える場合は課税されます。

なお、この免税を受けるためには、最初に支給を受ける日の前日までに、税務署長に「租税条約に関する届出書（様式8）」の提出が必要です。もし誤って源泉徴収してしまった場合は、「租税条約に関する源泉徴収額の還付請求書（様式11）」を様式8とともに提出することによって、源泉徴収の還付を受けることができます。

5 専修学校等の就学生に対する免税条項適用の是非

日本語学校などの専修学校または各種学校に在学する就学生については、租税条約で定める学生、事業修習者等の免税条項の適用はないので、居住者か非居住者かの判定を行った上で、それぞれの区分に応じた源泉徴収を行うことになります。

6 給与の計算期間中に出国した者の源泉徴収

給与の計算期間中に出国した者がいて、出国後にその計算期間中の給与を支給する場合、国内勤務に相当する期間分は、給与の支給時に原則として源泉徴収が必要です。

ただし、給与の計算期間が1カ月以下で、その期間中に国内と国外の勤務期間が混在している場合は、給与の総額を源泉徴収の対象外とすることもできます（所基通212-5）。例えば、給与の計算期間が1月1日から1月31日で、支給日が1月25日、出国日が1月15日だったとします。この場合、1月中に国内と国外勤務期間が混在していますが、給与の計算期間は1カ月なので、給与の総額を源泉徴収の対象外とすることができます。

次号は、海外の不動産を売却した場合の課税及び外国税額控除です。

Profile

昭和52年慶應義塾大学法学部卒業後東京国税局採用。その後、昭和62年東京国税局査察部、平成3年国税庁広報課、平成7年東京国税局資料調査課（外国人担当）、平成11年麹町税務署国際税務専門官、平成20年渋谷税務署特別国税調査官（国際担当）、平成26年東京国税局主任税務相談官、平成27年太陽グラントソントン税理士法人入社、令和元年事務所開業。東京国税局在職中は、海外取引を行っている個人及び外国人に対する調査・指導・相談事務に長く携わってきた。

阿部行輝税理士事務所 税理士

阿部 行輝



労務の落とし穴① 改正労働施策総合推進法及び改正男女雇用機会均等法

「本道場」は、税理士が知っておくべき「法務」のポイントを弁護士が解説します。顧問先支援に必要な法務知識や税理士業務におけるリスクにつながる法務知識をお伝えします！

税理士が知っておいてほしい 法務道場

第4回



弁護士
今津 幸子

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士。慶應義塾大学法学部卒業。第一東京弁護士会所属。経営法曹会議常任幹事。人事労務分野全般を専門とする。厚生労働省ハラスメント対策企画委員会会長。

今年10月から事業主に対策義務が課されるカスタマーハラスメントと就活ハラスメントについて取り上げます。採用活動や顧客対応において、事業主が取るべき対応等を改めて確認しておきましょう。

(1) 改正労働施策総合推進法及び改正男女雇用機会均等法が施行

いよいよ今年10月1日から、改正労働施策総合推進法及び改正男女雇用機会均等法が施行され、事業主は、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策や求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活ハラスメント）対策を取ることが法律上義務付けられます。これまで、事業主が対応を義務付けられていたハラスメントの対象は社内の労働者でしたが、今回の改正は、社外の第三者が関与する場面も対象となる点に特徴があります。

(2) カスタマーハラスメント

カスハラについては、本来、顧客等からのクレームはそれ自体が直ちに問題となるものではないはずですが、クレームが過剰な要求であったり、不当な言いがかりをつけたりするものであれば、もはや正当なクレームとはいえず、事業主は被害を受ける労働者に我慢を強いるべきでもありません。事業主としては、カスハラに対して毅然とした態度で臨む方針を示し、相談体制を整備し、発生時には事実関係を迅速かつ正確に確認したうえで、被害を受けた従業員に対する配慮のための措置を適正に行うこと等が義務付けられます。

ただ、カスハラ対策において何より重要なことは、私たち一人ひとりがカ

スハラとなるような言動をしないように普段から気を付けることです。街中でよく見かけるカスハラ防止のポスターやステッカーは私たちに向けたメッセージであることを忘れてはいけないと思います。

(3) 就活ハラスメント

就活ハラスメントは、採用面接やインターンシップ等、求職者等が弱い立場に置かれる場面で起こりやすいものです。厚生労働省の調査では、就活中にセクハラを経験した学生は約31.9%、インターンシップ中は30.1%にのぼっており、深刻な事態が生じています。今回の法改正により、事業主には、求職者等に対してセクハラを行ってはならない旨の方針を明確にし、求職活動等に関するルールをあらかじめ決めて周知することや、求職者等のための相談窓口を設けること、万一問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、再発防止に向けた措置を講じること等が義務付けられます。なお、今回の法改正では、事業主が求職者等に対するパワハラやこれに類する行為についての防止措置をとことは法律上義務付けられませんが、実務上は、これらについても求職者等へのセクハラと同様の考え方で備えておくことが望ましいといえます。

採用活動等に関わる会社側の従業員は、「会社の看板」を背負って採用活動等をしていることを肝に銘じるべきです。求職者側からどのような会社か厳しく見られているのだと思えば、求職者等に対して、会社の名誉や信用を傷つけるおそれのある品位のない言動は決してできないはずです。

今号のまとめ

カスタマーハラスメントも就活ハラスメントも、対策をとることに加えて、私達一人ひとりがハラスメントとなる言動を行わないようにすることが重要です。

相続と文学

第15回

なぜここまで名曲になったのか
「相続とビートルズ」「イエスタデイ」

天野大輔

今回はThe Beatlesの「Yesterday」を取り上げたいと思います。今回はジョン・レノンが亡き母を歌った「Julia」を相続の視点から読み解きましたが、今回の「Yesterday」もまた、母を失った子の心を考えるうえで、とても重要な作品だと思っています。音楽ではありますが、言葉によって人間を表現しているという意味で、歌詞もまた文学と言えるのではないのでしょうか。

「Yesterday」は、世界中で知られる名曲です。一般には失恋の歌として受け取られることが多いでしょう。突然大切な人を失い、昨日までの平穏な日々を懐かしむ。そうした内容は、恋人との別れの歌としても自然に読むことができます。

しかし、ポール・マッカートニーは後年、この曲には母の死が関係していると語っています。ポールは14歳の時、母を病気で亡くしました。多感な少年時代に母を失ったことは、彼の人生に深い影を落としたはずです。

相続の視点から見ると、ここにこの曲が名曲となった一つ目の理由があるように思います。母の死は、単なる身近な人の死ではありません。母は、子どもにとって自分とつながっていた存在であり、連続性の象徴でもあります。母を失うということは、世界とのつながりを突然断たれるような体験でもあります。

歌詞の中でも、昨日までの自分ではいられなくなったという感覚が表現されています。これは恋人との別れというより、母を失ったという根源的な孤独に近いのではないのでしょうか。

前回取り上げた「Julia」と比べると、その違いも興味深いです。「Julia」では、ジョンは「海の子」「風の微笑み」といった象徴的で難解な言葉によって母を語ろうとしました。感情が深すぎて、直接的な言葉にできなかったのだと思います。

一方、「Yesterday」は驚くほど直接的です。苦悩、影、後悔、昨日への郷愁。聴く人にすぐ伝わる言葉で、喪失の痛みが表現されています。だからこそ、国や時代を超えて多くの人の心に届いたのでしょう。

なぜ、ポールはそこまで素直に悲しみを言葉にできたのでしょうか。私は、この曲には自身の母だけでなく、ジョンの母の死も重なっているのではないかと感じています。

ジョン・レノンもまた、17歳で母を交通

事故で亡くしています。ジョンとポールは、ともに若くして母を失った者同士でした。この共通の喪失感が、二人の絆を深め、ビートルズの音楽の底流にも流れていたのではないのでしょうか。

相続の現場でも、本人は自分の悲しみをうまく言葉にできないことがあります。しかし、少し距離のある人がその気持ちを受け止め、代弁することで、初めて感情が言葉になることがあります。ポールは、自身の悲しみだけでなく、親友ジョンの悲しみも引き受けることで、この曲を書けたのかもしれない。

有名な話ですが、「Yesterday」のメロディは、ポールが夢の中で聴いたものだと言われています。もしそうだとすれば、この曲は亡き母からの贈り物だった、と考えることもできるかもしれません。早く別れてしまった母が、息子にそっと授けた旋律。そう思うと、この曲が持つ静かな悲しみと温かさが、より深く感じられます。

「Yesterday」が名曲である理由は、美しいメロディだけではなく、そこには、自分の母を失った悲しみ、親友の母を失った悲しみ、そして母から受け取ったかもしれない贈り物が重なっています。

相続とは、財産だけでなく、亡くなった人から何を受け取るのかを考える場面でもあります。「Yesterday」は、母を失った子が、悲しみの中から何かを受け取り、それを世界中の人に届く歌へと変えた作品なのかもしれません。

YouTubeチャンネル「相続と文学」では、本稿で触れきれなかった相続的な深読みも解説しています。ご興味のある方はぜひご覧ください。



YouTube



Profile

税理士法人レガシイ
代表社員税理士・公認会計士・行政書士

天野 大輔

慶應義塾大学大学院文学研究科修了。富士通エフ・アイ・ビー（現 富士通Japan）、監査法人よつば総合事務所（現 みつきコンサルティンググループ）を経て、2015年よりレガシイマネジメントグループに参画。両親から事業を承継し、2021年より現職。SE経験を背景に、「Mochi-ya」「相続のせんせい」「サムシナ」、デジタル遺言アプリ「AIユイゴンWell-B」を企画・リリース。近著『100億円相続事典』（2024年、日経BP社）。2023年よりYouTube「相続と文学」を運営し、2025年に『税務弘報』で「文学で学ぶ相続の知恵」を連載。



The Professional Interview

「The Professional Interview」では、地域に密着し、地域を支え、「元気」を発信している土業の先生をご紹介します。

黒字⇒柳田先生 赤字⇒レガシィ

独立開業を支えたのは「聞く力」。
下高井戸で資産家の悩みに向き合う、
世田谷アセット会計事務所 伴走支援



世田谷アセット会計事務所
公認会計士・税理士・
宅地建物取引士

柳田 英男

DATA

世田谷アセット会計事務所
公認会計士・税理士・
宅地建物取引士 柳田英男
HP: <http://setagaya-asset.com/>

開業までの経緯を教えてください

大学卒業後は自動車メーカーの経営や経理財務の業務を経て、一念発起して公認会計士の資格を取得し、監査法人で10年ほど経験を積みました。

独立の決定的なきっかけは、親の相続を経験したこと、そして都内にあった物件で借地特有の不動産問題に直面したことです。親が亡くなった後、名古屋にある実家を取り壊してアパートを建てたのですが、その過程で不動産活用や借地権について自分自身で対応せざるを得なくなりました。

その時に学んだのは、「借地問題は単に言い分を主張するだけではだめで、地主さんの承諾を得ながら上手く合意点を見つけ、交渉しなければならない」ということ。東京と名古屋では不動産の市場も事情も異なりますが、自分で徹底的に調べたおかげで実家の借地問題も無事に解決できました。この経験から「不動産活用と税理士の組み合わせは相性が良いのではないか」と閃いたのです。そして不動産に強みがある税理士になろうと決意し、税理士としての実務経験はゼロでしたが、独立開業に踏み切りました。

特に注力していることは何ですか？

現在は不動産オーナーを中心とした資産関係の確定申告や、相続対策、収益不動産の活用方法など、地元である下高井戸で資産家向けの地域密着型のサポートに注力しています。

ここ数年、相続税の基礎控除が引き

下げられ、税金がかかる方が増えています。相続税は増税や規制強化の方向に向かっているため、資産家の方ほどお悩みが多い状況です。また、不動産オーナー特有の悩みとして、代替わりの問題も挙げられます。お子様がアパート経営を引き継ぎたがらないケースも多く、資産をどう承継するのか、あるいは処分するのか悩まれる方が多いです。処分して現金で持っているのと相続税が上がってしまうといったジレンマもあり、お客様ごとに特有の事情に合わせた対応が求められます。

お客様への対応で意識していることは何ですか？

お客様は経営の専門知識がない個人や中小企業の方がほとんど。そのため、専門用語を使わずに、いかにわかりやすく説明するかを意識しています。

また、お客様のご相談の真の意図や趣旨を汲み取る「対話力」も非常に重要です。一番心がけているのは「苦労話や昔の話をしっかり聞くこと」。つい最近お話したお客様とも、80年前の下高井戸の街並みや、昔の世田谷線の話で盛り上がりました。ご自身の苦労や思い出を聞いてもらうだけで、お客様は安心してくださる場合が多いです。それに雑談の中から見えてくるお人柄やお金の使い方の傾向が、結果的に税務への重要なヒントに繋がることも少なくないんですよ。

もう一つ、独立当初から意識しているのは「仕事を選び好まないこと」。税理士経験ゼロで開業したため、最初は初めての仕事ばかりでした。それでも「初めてだから」と断るのではなく、すべて引き受け、自分で徹底的に調べて対応してきました。その積み重ねが今の力になっていると思います。

取材対象者募集しています！
「先生の取組をお話しませんか？」

ご興味のある方は下記連絡先まで
税理士法人レガシィ・株式会社レガシィ
担当：高橋智美 t.takahashi@legacy.ne.jp



このコーナーでは、レガシィが運営する「税務調査研究会」で解決した質問を特別に1問だけ、お見せします。

※本記事は実際の質問のエッセンスを利用し、大幅に改変、一般化したモデル事例です。
また、令和8年度税制に基づきます。実務への適用の際は個別事情を考慮し、慎重にご判断ください。

海外の未完成物件（オフプラン） 転売益の課税区分について

海外不動産投資を行っている個人の顧問先が、一部の諸国で見られる「オフプラン（未完成物件の先行購入）」にて現地の収益物件を取得したのですが、諸事情により物件の完成（引き渡し）前に、その契約上の地位を第三者に転売し、利益を得ることになりました。現地の商慣習では、物件完成前であっても、一定の支払基準を満たせば「権利」としての売却が可能とされています。このように、物件が未完成で登記も未了の段階で行われる「権利の譲渡」から生じた利益については、通常の不動産譲渡と同様に「分離課税」を適用できるのでしょうか。それとも、権利の譲渡として「総合課税」になるのでしょうか。

A 原則として「総合課税」と判断される可能性が高いと考えられます。
ご質問のケースにおいて、結論から申し上げますと、その譲渡益は不動産そのものの譲渡ではなく、契約上の権利の譲渡として「総合課税の譲渡所得」に該当する可能性が高いと料されます。所得税法における課税区分の判定ポイントは、譲渡した資産が「土地・建物等（土地の上に存する権利を含む）」に該当するか否かという点に集約されます。

1. 分離課税の対象となる資産の範囲

租税特別措置法において分離課税の対象となるのは、あくまで「土地・建物等」の譲渡です。「土地の上に存する権利」とは、借地権、地役権、地上権などを指し、これらは不動産に準ずる物権的・強固な権利として扱われます。

2. オフプラン取引の性質

「オフプラン」や「プレビルド」と呼ばれる未完成物件の譲渡は、多くの場合、以下の実態を有しています。

- ・現物の不在：譲渡時点で、建物としての実体が存在しない（または未完成）。
- ・契約上の地位：所有権が未発生であり、売買契約に基づく「将来物件を取得できる権利（債権的な地位）」の譲渡に留まる。

分離課税の対象となる範囲を「不動産に関する購入権」まで拡張して解釈できるかという点については検討の余地がありますが、日本の所得税法においては、こうした権利の譲渡は無形財産権などの譲渡と同様に扱われるべきであり、原則として「土地・建物等」の譲渡には含まれないと解するのが一般的です。

3. 実務上の留意点

諸外国の法体系において、その権利が日本の「不動産の上に存する権利」と同等に定義されているかという問題がありますが、実務上、分離課税（20%前後 ※保有期間による）と総合課税（最大55%）の税率差は極めて大きいため、安易な適用には相応の税務リスクが伴います。

現地の売買契約書を精査し、譲渡時に「所有権」や「不動産の上に存する権利」を実質的に支配していたと言い切れる特段の事情がない限り、総合課税として処理するのが保守的かつ妥当な対応と言えます。

■根拠条文

- ・所得税法第33条（譲渡所得）
- ・租税特別措置法第31条（長期譲渡所得の課税の特例）等
- ・所得税法施行令第79条（資産の譲渡とみなされる行為）



ニュース & カレンダー 8月

このページでは8月の税務トピックや注目ニュース、そしてレガシィからのお知らせをご紹介します！

今月の税務・労務トピック

8月10日 (月)	源泉所得税の納付
8月31日 (月)	7月分の子ども・子育て拠出金、子ども・子育て支援金の納付
8月31日 (月)	個人の住民税（第1期）の納付、個人の道府県民税及び市町村民税（第2期分）の納付

レガシィイベント

8
5 (水)

AI・デジタル活用セミナー

AIを活用した実務の効率化を学べる、会計事務所向けの入門セミナーを開催いたします。ChatGPTの基本操作をはじめ、他事務所の具体的な活用事例から明日より実践できる導入のポイントまで、専門スタッフが詳しく解説いたします。



8
20 (木)

AIで始める 「遺言を書く前の準備」 セミナー

AIとの対話で、想い・財産・これからをやすく整理する体験型セミナーです。税理士法人レガシィ代表社員税理士・公認会計士の天野隆、天野大輔が登壇いたします。



NEWS

税務ニュース

令和8年分路線価が公表、
全国平均 2.9%上昇で過去最大幅に



国税庁は7月1日、令和8年分の路線価を公表しました。全国約31万地点における標準宅地の平均変動率は、前年比プラス2.9%と5年連続上昇となりました。

全国最高額は41年連続で東京都中央区銀座の「鳩居堂」前となり、1平方メートル当たり5336万円（前年比11.0%増）でした。地価上昇の背景には、インバウンド需要や都市部の底堅い住宅・オフィス需要があります。

地方においても上昇傾向で、再開発に伴う需要の波及が確認できます。

イベント

第2回「Run with 士業」が
開催されました！



2026年6月18日（木）、士業の先生方とのランニングイベント「Run with 士業」を開催いたしました。

当日は士業の皆様とレガシィメンバーが皇居を1周。日中の喧騒から離れた夜の皇居周辺は、ライトアップされた建物や水面に映る光が織りなす景色が楽しめます。参加者はそれぞれのペースで走りながら、心地よい汗を流しました。オフィスを離れて同じコースを駆ける中で、日常の実務では生まれない気軽な意見交換や新たなネットワークも構築されています。こうしたウェルビーイングにつながる親睦の機会も、レガシィが大切にしているカルチャーのひとつです。

元気だね通信

第269号
2026年8月1日発行

発行・編集：レガシィマネジメントグループ
〒104-0028
東京都中央区八重洲二丁目2番1号 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー 12階
TEL 0120-00-8377 FAX 03-3214-1718